

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
一般送配電事業の分社化に伴う修正	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道電力株式会社と北海道電力ネットワーク株式会社が一体となって原子力災害対応を行うことを追記 ・一般送配電事業の分社化に伴う土地・建物の所有者（北海道電力ネットワーク株式会社）の明確化
2019年度の泊発電所原子力事業者防災業務計画読み替え内容（原子力災害対策特別措置法関連規則等の改正内容）の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の改正および法定様式との整合
北海道地域防災計画（原子力防災計画編：2019年5月修正、原子力防災計画資料編：2019年7月修正）との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道へ派遣するモニタリング要員派遣箇所の一部削除
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化等

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正および定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、原子力災害対策特別措置法に基づく通報や業務に必要な設備および資機材の整備、原子力防災教育および原子力防災訓練の実施並びに国、関係地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放出放射能評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。